

小山市サッカー場整備及び運営事業
マッチング制度実施要領

令和6年12月25日

小山市

目次

第1	総則	1
第2	実施の要領	1
1.	登録ができる者	1
2.	申込方法	1
3.	申込期間	1
4.	公表の方法等	1
5.	マッチングリスト公表後の流れ.....	2
6.	留意事項	2
第3	本制度に関する問い合わせ先.....	3

第 1 総則

小山市サッカー場整備及び運営事業マッチング制度（以下、「本制度」という。）は、小山市サッカー場整備及び運営事業（以下、「本事業」という。）への参加を希望する市内事業者（小山市市内に本店を有するものをいう。以下同じ。）を一覧化し、本事業への参加を検討する事業者とのマッチングを促進するものである。本実施要領は、設計・建設・維持管理・運営等、幅広い分野における市内事業者の、円滑な事業参画の促進を図るために必要な事項を定めるものである。

第 2 実施の要領

1. 登録ができる者

本制度は、本事業に対する幅広い分野での参加を希望している市内事業者を登録の対象とし、構成企業に限らず、下請け等も想定する。なお、以下のいずれかに該当する者は、本制度に登録することはできない。なお、本事業の参加資格とは異なる点に留意すること。

- a 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。
- b 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は旧会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者。なお、更生計画の認可決定を得、かつ、更生計画の認可決定を取り消されている場合を含む。
- c 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者。なお、再生計画の認可決定を得、かつ、再生計画の認可決定を取り消されている場合を含む。

2. 申込方法

本制度への申込は、インターネット受付にて行う。詳細は下記 URL を参照すること。

URL : <https://logoform.jp/form/9Doh/845474>

3. 申込期間

令和 6 年 12 月 25 日（水）（実施方針公表日）～本事業の提案書類受付締切日まで

4. 公表の方法等

マッチングリストは、原則として、申込期間中において適宜小山市（以下、「市」という。）のホームページにおいて更新・公表する。なお、公表情報を一部非公表としたい場合は、市へ問い合わせること。

表 公開のイメージ

番号	事業者概要			担当者情報				本事業で提供可能なサービス
	事業者名	所在地	業種	職氏名	電話番号	FAX	メールアドレス	
1	A 社	小山市 ●●	建設業					・ 土木施工 ・ 建設機械施工
2	B 社	小山市 ●●	飲食業					・ お弁当の販売 ・ ケータリングの提供 ・ イベント時の出典

5. マッチングリスト公表後の流れ

- a 市内事業者は、市内事業者への発注を考えている事業者（以下、「応募者」という。）から連絡があった場合、当該応募者の事業方針や、優先交渉権者決定時の条件等について、双方でよく協議すること。
- b 本事業への参画条件等は本事業の公募資料を確認すること。

6. 留意事項

- a 本制度への登録に際して報告された内容は、本事業以外に使用しないものとする。
- b 本制度への登録により、本事業に関して有利となる条件を付すものではない。
- c 本制度への登録は義務付けではない。また、登録により、本事業の受託や活動連携を保証するものではない。
- d 本制度への登録に際して報告された内容の真偽について、市は一切関与しないものとする。
- e マッチングリストに掲載された市内事業者と応募者間の協議内容（チーム組成に関すること、事業方針、取引条件等）については、両方で十分に協議の上、秘密保持契約等、必要に応じて適切な取り決めを行うこと。
- f マッチングリストに掲載された市内事業者と応募者間の協議結果及び取引条件等について、市は一切の責任を負わないものとする。
- j マッチングリスト掲載の取り止めを希望する場合や掲載内容に変更があった場合は、速やかに市へ連絡すること。

第3 本制度に関する問い合わせ先

本制度に関する問い合わせ先は、次のとおりである。

小山市 教育委員会 生涯スポーツ課

〒323-0022 栃木県小山市外城 371-1（県南体育館内）

電 話 : 0285-21-0021

F A X : 0285-21-0027

E－M a i l : d-taiku@city.oyama.tochigi.jp